

# 独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出システム利用規約

16 独家セ第1414号  
平成17年2月28日

## (適用範囲)

- 第1条 本規約は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「法」という。)に基づく牛個体識別情報の電子データによる届出の利便性を図るため、牛の管理者からの依頼により団体等が代行して行う届出(以下「代行届出」という。)における、インターネット届出、イントラ報告システム(ID連携)等の家畜個体識別届出システム(以下「届出システム」という。)の利用について定めるものである。
- 2 本規約は、代行届出を行う届出システムの利用者(以下「届出団体」という。)が、同システムの利用に当たって行う一切の行為に適用される。

## (利用申請書)

- 第2条 届出団体は、届出システムを代行届出により利用する場合は、本規約に同意の上、別紙の家畜個体識別届出システム代行届出利用申請書により独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)に利用申請しなければならない。
- 2 届出団体が、牛の管理者より同意を得て、届出システムにより牛個体識別全国データベースから当該管理者の個人情報入手し、代行届出を行う場合は、原則として「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」(平成21年10月28日付け21独家セ第1121号。以下「利用規程」という。)第4条(3)の規定に基づき、当該管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用規程別紙3による利用請求又はこれに準じる利用申込みを行わなければならない。
- 3 届出団体が、新たに同意管理者を追加しようとする場合は、利用規程第8条(2)の規定に基づき、当該管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用規程別紙6による追加利用請求又はこれに準じる追加利用申込みを行わなければならない。
- 4 届出団体が、同意管理者の同意を解除しようとする場合は、利用規程第8条(3)の規定に基づき、理事長あてに利用規程別紙7による解除届出又はこれに準じる解除届出を行わなければならない。
- 5 同意管理者が同意の取消を希望する場合は、利用規程第8条(4)の規定に基づき、理事長あてに利用規程別紙8による取消申請又はこれに準じる同意取消申請を行うことができる。

## (遵守義務)

- 第3条 届出団体は、届出システムを利用するに当たって、以下の条件を遵守しなければならない。
- (1) 法に基づく届出に関する業務以外には利用しないこと。
  - (2) 他人の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。
  - (3) 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
  - (4) 牛の管理者からの依頼に基づき代行届出を行うこと。なお、その際、参考1又は参考2の例に倣って代行届出に関する覚書の締結、若しくは代行届出の依頼に関する手続きを行い、法に基づく届出を行う者を明確にしておくこと。

## (システム内容の変更等)

- 第4条 理事長は利用規程の改正等により届出システムの内容を変更することがある。

- 2 理事長は、コンピュータ又は回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、届出システムの中断、遅延、又は提供を中止することがある。
- 3 届出団体が不正若しくは違法な行為によって独立行政法人家畜改良センターに損害を与えた場合には、理事長は届出団体に対して損害を請求できるものとする。

(免責事項)

第5条 理事長は、届出システムの利用により又は利用できなかったことにより生じた届出団体又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年2月28日から施行する。
- 2 「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別インターネット代理報告システム利用規約」（平成16年3月31日15独家セ第1673号）は、この規約の施行をもって廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年3月25日から施行する。

別紙

家畜個体識別届出システム代行届出利用申請書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

家畜個体識別届出システムの代行届出による利用について、以下のとおり申請します。

なお、利用に当たっては「独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出システム利用規約」（平成17年2月28日16独家セ第1414号）に同意のうえ、これを遵守することを誓います。

※ すべて記入してください

届出団体名

管理者等コード番号  
(10桁数字)

住所又は所在地

担当者名

副担当者名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

届出方法

1 インターネット届出

2 イントラ報告システム（ID連携）

（日本工業規格A4）

## 参考 1

### 代行届出に関する覚書（例）

\_\_\_\_\_牛の管理者名\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_届出団体名\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく届出を、甲の依頼により乙が代行で行う（以下「代行届出」という。）ことについて、次のとおり覚書を締結する。

#### （目 的）

第1条 甲が乙に依頼する代行届出について、本覚書において定めることにより、甲から家畜改良センター（以下「センター」という。）への法に基づく届出を円滑かつ確実に行うことを目的とする。

#### （対象届出）

第2条 代行届出の対象は、以下の届出とする。

- 1 出生届出
- 2 異動届出（転入、転出、死亡）
- 3 耳標再発行請求

※ I D連携システムによる代行届出の場合は2の異動届出（転出）のみ。

#### （代行届出の方法）

第3条 甲乙双方の協力のもと、甲が乙に伝達する届出内容に基づき、次の方法により代行届出を実施する。

##### 一 甲から乙への届出内容の伝達

甲は、届出内容を報告カードに記入し、乙あてに送付又は持参することにより伝達する。

なお、甲は、当該報告カードの写しを保管する。

##### 二 乙によるセンターへの代行届出

乙は、甲から報告カードにより伝達された届出内容を確認するとともに、牛の個体識別情報検索サービスで表示される情報と照合するなど精査した上、家畜個体識別届出システムによりセンターへの届出を行う。

なお、届出後は、報告カードを管理者毎に分別できるファイルに保管する。

#### （届出の記録の確認）

第4条 乙は、代行届出を行った内容が牛個体識別全国データベースに記録され、個体識別番号の決定等がセンターから通知された時は、その内容を確認のうえ、速やかに甲へ当該牛個体識別番号の決定等を通知する。

また、記録された届出の報告カードに「記録済み」と記入して保管する。

- 2 乙は、センターへ届出後7日以内に個体識別番号の決定等が通知されない場合は、当該個体識別番号の届出についてセンターに記録の有無を照会するなど、当該通知の確保に努める。
- 3 乙は、地方農政局等から届出エラーに関する問い合わせがあった場合、速やかに届出を調査し回答するなど、正確な届出の記録に努める。

(乙の遵守事項)

第5条 乙は、代行届出を行うに当たり、次のことを遵守しなければならない。

- 一 家畜個体識別届出システムを法に基づく届出以外に利用しないこと。
- 二 甲の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。
- 三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
- 四 甲の依頼に基づき代行届出を行うこと。
- 五 センターからパスワード及び認証コードが発行された場合、その使用と管理について自ら責任を持つこと。

(代行届出内容の変更等)

第6条 代行届出の対象を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- 2 乙は、コンピュータ又は通信回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、代行届出の中断、遅延、又は中止することがある。

(実施期間)

第7条 代行届出の実施期間は、                    年    月    日から                    年    月    日までとする。

ただし、期間満了前3ヶ月までに、甲・乙いずれかによる終了の申し入れのない場合には、本覚書はさらに1ヵ年自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

- 2 乙は、法の終了その他やむを得ない事由により、代行届出を終了できるものとし、その場合には書面により甲に申し入れるものとする。

(免責事項)

第8条 乙は、代行届出により又は代行届出できなかったことにより生じた甲又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 甲が不正若しくは違法な行為によって乙に損害を与えた場合には、乙は甲に対して損害を請求できるものとする。

(協 議)

第10条 甲並びに乙は、誠実にこの覚書を履行するものとし、この覚書に定めのない事

項又はこの覚書の履行に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ速やかに解決を図るものとする。

年 月 日

甲 (住 所)  
(氏名又は名称) ☐

乙 (住 所)  
(団体名)  
(代表者名) ☐

参考 2

代行届出依頼書（例）

年 月 日

〇〇農協（△△協会等）

組合長（会長等） 〇〇 〇〇 殿

依頼者氏名又は名称

住 所

電話番号

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）に基づく牛の個体識別の届出について、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで、貴農協（協会）に代行届出を依頼します。

代行届出依頼引受書（例）

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇農協（△△協会等）

組合長（会長等）

住 所

電話番号

〇年〇月〇日付け代行届出依頼書にて依頼された牛の個体識別の代行届出を引き受け、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで代行届出を行います。

また、依頼のあった届出が記録された際には、速やかに当該個体識別番号の決定等を通知いたします。

（正副2部用意し、依頼者側と代行届出者側でそれぞれ保存する。）